

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 1 9 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会				
事務局 (担当課)		総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)				
開催日時		平成 2 9 年 8 月 2 5 日 (金) 午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 5 0 分まで				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 1 階 第 1 会議室				
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)				
	その他	4 人 (こども・若者支援課担当課長、同主任、市民税課総括副主幹、同主任)				
	事務局	3 人 (情報公開課長、同担当課長、同主査)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び副会長の選任について 2 公文書管理部会委員の指名等について 3 特定個人情報保護評価専門部会委員の指名等について 4 諮問事案に係る調査審議について <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用について 子どもの生活実態調査に伴う保有個人情報の目的外の利用について (2) 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について コンビニ交付 (税証明書) に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供について (3) 相模原市個人情報保護条例の見直しについて 5 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告) 6 その他 				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局及びその他職員
の発言)

1 会長及び副会長の選任について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第3条第1項に基づき、委員の互選により、牛嶋委員が会長に、早川委員が副会長に選任された。

2 公文書管理部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第6条第3項の規定に基づき、会長が、小形委員、金子委員、齊藤(愛)委員、坂口委員、清水委員、早川委員の6名を部会の委員に指名し、同規則第6条第4項の規定に基づき、会長が、部会長に早川委員を、副部会長に齊藤(愛)委員をそれぞれ指名した。

3 特定個人情報保護評価専門部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第7条第3項の規定により準用する第6条第3項に基づき、会長が、齋藤(裕)委員、白澤委員、瀬戸委員の3名を部会の委員に指名し、同規則第7条第3項の規定により準用する第6条第4項の規定に基づき、会長が、部会長に瀬戸委員を、副部会長に齋藤(裕)委員をそれぞれ指名した。

4 諮問事案に係る調査審議について

(1) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用について

子どもの生活実態調査に伴う保有個人情報の目的外の利用について

実施機関であるこども・若者支援課から説明の後、質疑応答が行われた。

目的外利用する保有個人情報の範囲で個人番号を宛名シールに記載するのか。

宛名シールに個人番号が記載されることはない。なお、ここでの個人番号はマイナンバーではなく、市の中で個人ごとに付番する番号である。

前回の諮問の時と比べ、児童扶養手当受給者数は多いが、本人の子どもの調査数が少ないのは、国レベルの事業のため一定のガイドラインなどがあるためか。

国のガイドラインはなく、実態調査をするにあたり、各自治体に裁量が任されている。子ども・子育て支援事業計画でアンケート調査を5年に一度行い、全体の生活実態や支援のニーズ等は把握している。今回中間年で行うにあたり、児童扶養手当の受給率が近隣他市と比べて高い状況にあり、国の調査では、統計上ひとり親世帯の半数以上が相対的貧困状態にあると言われている。児童扶養手当受給者の調査数を多くしたのは、経済的な困窮度合いが高い、ひとり親世帯の声を広く聴きたいためである。

郵送アンケートだと全件回答が期待できないが、対象児童の計500件のサンプル数で足りるのか。

サンプルで各区の小中学校で同じ対象に調査を行っており、合計すると約1,000件となるため、比較するサンプル数は十分と考えている。

アンケート調査は各区平均でまくのか。また回収率はどのくらいか。

各区偏りなく、まんべんなく比率に応じて配布する。回収率は概ね5割と想定している。

委託業者に渡すのは宛名シールだけか。

そのとおりである。データそのものを委託業者に渡すことはない。

事務局から補足する。委託業者は、市で印刷された宛名シールを市の封筒に貼り、アンケート用紙を封入し投函する。アンケートの回収先も市であるため、委託業者に個人情報が残ることはない。回収された集計を改めて委託業者に渡す際には、個人が特定されるものは記載されていない。宛名シールだけ管理できれば、委託業者の個人情報の管理は確保できる。

委託業者は市内の業者か。

市外業者である。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、子どもの生活実態調査に伴う保有個人情報の目的外の利用について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2)個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

コンビニ交付(税証明書)に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である市民税課から説明の後、質疑応答が行われた。

オンライン結合により証明発行センターに提供される情報は、交付申請者のみの情報か、相模原市全体の情報も提供されるのか。

個人番号カードにより交付申請を行った方の個人情報のみ提供される。

税証明書のコンビニ交付の年間の発行枚数の想定は。

年間7,000枚を想定している。

住民票の写し及び印鑑証明書のコンビニ交付の利用者は多いか。

平成28年度の住民票の写し及び印鑑証明書の発行枚数は、約9,000枚である。発行するのに要する時間はどのくらいか。

キオスク端末(多機能マルチコピー機)の簡単操作で、2~3分で証明書が取得できる。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、コンビニ交付（税証明書）に伴うオンライン結合による保有個人情報提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

（３）相模原市個人情報保護条例の見直しについて

実施機関である情報公開課から説明の後、質疑応答が行われた。

現時点では非識別加工情報の導入する自治体が少ないとのことだが、どうして進んでないのか分析をうかがいたい。

非識別加工情報の加工基準の策定や加工した情報を審査する新たな専門家の確保が必要であること等、各自治体は様々な課題を抽出している段階であるとする。また、民間事業者がビックデータを活用したい場合、地方自治体が持っている情報をエリア毎に申請・収集するより、国のように広い範囲をカバーしている情報を一度に申請・収集できた方が、メリットがあるとする。そのため、民間事業者のニーズも明らかではない状況で、自治体毎に手間のかかる非識別加工情報を加工するメリットがあるのか費用対効果の見極めが難しい。国においても、地方自治体の懸念に配慮して、非識別加工情報の作成を共同受託できる仕組み等の支援策を検討しているため、本市も各自治体もその動向に注視していると思われる。

本市で想定できる非識別加工情報の対象となるファイルは８件とのことだが、どういうものを想定しているのか。

事務局で各課に民間事業者から要望が想定されるファイルについて調査した。例えば、地域福祉課の災害要援護者ファイルは、要援護者の地理空間的な可視可による防災計画や災害支援に活用が想定できる、保育課の保育所等入所者データベースは、保育所利用動向の把握等に利用できる等合計８件の報告があった。

神奈川県など都道府県レベルの個人情報保護条例の改正の状況は。

神奈川県は６月議会で個人情報保護条例改正をしたが、非識別加工情報の仕組みの導入については対応を講じていない。横浜市、川崎市とも条例改正はまだで神奈川県と同じ改正の動きと聞いている。また、政令指定都市で非識別加工情報の仕組みの導入を予定しているところは、現段階では聞いていない。次回の審議会までに、他都市の検討状況について調べて報告する。

審議の結果、相模原市個人情報保護条例の見直しについて、継続審議とすることとなった。

5 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

新規登録の部、 5の学校教育課の事務について、個人の類型にいじめ事案の被害児童とあるが、加害児童・生徒の情報は扱わないのか。

確認し、必要であれば追加をする。

6 その他

次回の審議会の日程について、平成29年9月21日（木）午前9時30分からの開始を予定することとした。

以上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(平成29年8月25日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	早川 和宏	東洋大学法学部教授	欠席	副会長
3	小形 文夫	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部准教授	出席	
6	齊藤 愛	千葉大学法政経学部教授	欠席	
7	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
8	清水 善仁	法政大学大原社会問題研究所准教授	出席	
9	白澤 章子	弁護士	欠席	
10	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻教授	欠席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	中山 光明	相模原市自治会連合会理事	出席	
14	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は平成31年6月30日まで